

海岸法に規定する占用等の許可申請に係る審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第7条第1項、第8条第1項、第37条の4及び第37条の5の規定に基づく海の家等の許可について、法の趣旨に照らし、その許可の可否を判断するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この審査基準における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公益施設 公衆トイレ、シャワー・足洗い場及び駐車場等、飲食や物品販売を伴わない広く一般の利用に供する県又は市町村が設置する利便施設をいう。
- 二 開設期間 県が定める海水浴場等安全指導要綱に基づき、市町村長が、海水浴場を開設する際、地区夏期観光安全対策本部長に対して届け出ている海水浴場の開設期間をいう。
- 三 許可 海の家等を設置するため、県土木事務所、県港湾事務所又は県漁港事務所の長（以下「所長」という。）が千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規則第33号）に基づいて行う法第7条第1項の規定による占用許可、法第8条第1項の規定による行為の許可、法第37条の4の規定による占用許可及び法第37条の5の規定による行為の許可をいう。
- 四 親族 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、旧配偶者及び同一世帯である者をいう。
- 五 役員等 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。
- 六 海の家等業者 海の家等の許可を受けた個人、法人又は組合をいう。

(海の家等)

第3条 この審査基準における海の家等は、次の各号に定める施設とする。

- 一 海水浴場への来客に更衣、飲食及びその他のサービスを提供する民間設置の利便施設
- 二 飲食物の販売並びに物品の販売及びレジャー用品（パラソル・ゴムボート等）のレンタルを行う店舗
- 三 営利を目的としない各種イベント（祭り、スポーツ大会、花火大会等）を行うために必要なイベント施設
- 四 臨海学校等の開設期間における学生のための施設
- 五 その他海岸管理者が認める施設

(許可の基準)

第4条 所長は、次の各号の全てに該当する場合に限り、許可することができる。

- 一 海岸保全施設を損傷する等、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 二 海岸に設置しなければ目的や機能が十分に達せないため、占用することがやむを得ないものであること。
- 三 海岸及びその周辺の環境を損なわないこと。
- 四 公衆の海岸の利用に著しい支障を及ぼさないこと。
- 五 占用許可面積が、目的に照らし合わせて必要最小限の面積であること。
- 六 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(欠格事項)

第5条 所長は、申請者（法人である場合においてはその役員等を含む）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、許可を与えてはならない。

- 一 過去5年において、法第12条第1項に基づく許可の取消処分を受けた者
- 二 過去3年において、法第12条第1項に基づく監督処分（許可の取消処分を除く）、その他海岸の不適正な利用により他の法令又は条例に基づく不利益処分を受けた者
- 三 海岸の不適正な利用により、法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- 四 刑法（明治40年法律第45号）第二編第九章（放火及び失火の罪）・第二十六章（殺人の罪）・第二十七章（傷害の罪）・第三十二章（脅迫の罪）・第三十六章（窃盗及び強盗の罪）・第三十七章（詐欺及び恐喝の罪）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）、その他暴力行為等に起因する他の法令の規定に違反したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- 五 過去1年において、許可条件に違反した行為を繰り返した者
- 六 次のいずれかに該当すると認められる者（ロ又はハに該当する者であって、継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者及びハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- ロ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為をした者
- ハ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為をした者
- ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（名義借り）

第6条 所長は、前条のいずれかに該当する者及び法人を構成する役員等が、親族又は他人の名義を借りて許可申請を行った場合は許可を与えてはならない。

（構造の基準）

第7条 海の家等は、次の各号に定める構造に限定する。

- 一 建物は、仮設の木造又は軽量鉄骨造り等の平屋建てであること。
- 二 基礎も含め簡易に撤去できるものであること。

（設置期間）

第8条 海の家等の設置期間（準備・撤去期間を含む）は、開設期間を含め最大4カ月間とする。

（公益施設）

第9条 公益施設については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 設置主体 海岸管理者の必要に応じて撤去の履行が円滑に行われるよう、県又は市町村に限るものとする。
- 二 施設の種類
 - イ 開設期間中のみ施設 海水浴場開設に必要な施設である監視塔、救護所、簡易トイレ、簡易シャワーその他必要な施設に限るものとする。
 - ロ 通年設置の施設 飲食や物販等のサービスを伴わない公衆トイレ、シャワー・足洗い場、駐車場等及び付帯して設置される電気・水道等の施設に限るものとする。

（許可申請手続）

第10条 海岸法第2条第2項に規定する公共海岸において、許可を受けようとする者（第12条の組合を除く。以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第五号については、所長が同号に定める書類によらず確認できる場合には、省略することができる。

- 一 海岸保全区域等占用許可申請書（別記第1号様式）
 - 二 千葉県海岸管理規則（昭和42年千葉県規則第74号、以下「規則」という。）第3条に定める図書
 - 三 住民票の写し（法人の場合は法人登記事項証明書及び法人を構成する役員等の住民票の写し）
 - 四 誓約書（別記第2号様式）
 - 五 他法令の許認可等に係る申請書・届出書等の写し（許認可書の交付を受けた場合、遅滞なくその写しを提出すること。）
- 2 水面又は公共海岸の土地以外において、申請者は、前項第三号から第五号のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、前項第五号については、前項ただし書による。
- 一 海岸保全区域内・一般公共海岸区域内施設等新設許可申請書（別記第3号様式）
 - 二 規則第4条第2項に定める図書

（申請者）

- 第11条 申請者は、個人、法人又は第12条に掲げる組合とする。
- 2 申請者は、同一の海水浴場において当該申請とは別の海の家等に係る許可の申請を行うことはできない。共同の名義で行う場合も同様とする。
- 3 申請者の親族又は法人の役員等を構成する者が、同一の海水浴場において当該申請とは別の海の家等に係る許可の申請を行うことはできない。共同の名義で行う場合も同様とする。

（組合の基準）

- 第12条 所長は、次の各号に掲げる要件を満たす組合に限り、組合を相手方として許可することができる。
- 一 組合員が海の家等を業とする者（法人を含む。）であること。
 - 二 組合員が第5条に規定する欠格事項に該当しないこと。
 - 三 組合の規約が定められていること。
 - 四 組合の規約に、組合員の資格要件を定めていること。
 - 五 組合の規約に、組合員に対する是正、指導措置を定めていること。
 - 六 組合の代表者その他役員が総会の議決を経て決定されていること。
 - 七 組合の総会、役員会が現に定期的に開催され、議事録が作成され機能していること。
 - 八 組合による会計処理がなされていること。

（組合による許可申請書類）

- 第13条 組合として許可申請を行う場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければ

ならない。ただし、第七号については、所長が同号に定める書類によらず確認できる場合には、省略することができる。

- 一 組合の規約又は定款
- 二 組合員名簿及び組合役員名簿
- 三 組合の予算書及び総会又は役員会議事録
- 四 組合員の海の家等配置図
- 五 組合代表者名による誓約書
- 六 組合員の住民票の写し（法人の場合は法人登記事項証明書及び法人を構成する役員等の住民票の写し）
- 七 他法令の許認可等に申請書・届出書等の写し（許認可書の交付を受けた場合、遅滞なくその写しを提出すること。）

（申請者以外の使用）

第14条 申請者が申請者以外の者に海の家等をイベント等で使用させる場合は、あらかじめ出店計画書をこの審査基準に規定する許可申請を行う際に添付しなければならない。

- 2 前項の使用は営利を目的とするものは認められない。
- 3 営利を目的とするものとは、管理費、維持経費以上に利益が発生するものをいう。

（関係法令の許可の取扱い）

第15条 海の家等業者は、本審査基準に基づく許可申請にあたっては、食品衛生法に基づく食品営業許可、建築基準法に基づく仮設建築物仮設許可及び自然公園法又は千葉県立自然公園条例に基づく特別地域内工作物の新築許可の申請（以下「各種申請」という。）を行うものとし、各種申請の許可期間の整合を図るものとする。

- 2 海の家等業者が、組合を設置し、食品営業許可を除く各種申請を行った場合は、組合を相手方として許可するものとする。

（その他）

第16条 この審査基準は、千葉東沿岸海岸保全基本計画及び東京湾沿岸海岸保全基本計画との整合を図るものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、平成25年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第10条第1項第1号）

海岸保全区域等占用許可申請書

年 月 日

海岸管理者

千葉県知事

様

申請人 住所

氏名

㊟

海岸保全区域を次のとおり占用したいので、海岸法第7条第1項第37条の4の第7条第1項及び第37条の4の規定により申請します。

1 海岸の名称

2 占用の場所

3 占用面積 m^2 （建築床面積 m^2 ）

4 占用目的 海水浴場の利便施設として

5 占用の期間 許可の日から 年 月 日まで

6 施設又は工作物の構造 別添図面のとおり

7 工事实施の方法

8 工事实施の期間 設置工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
撤去工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

9 その他 占用の条件は、貴職の定めるところに従います。

年 月 日

海岸管理者
千葉県知事 様

申請人 住所
氏名 ⑩

誓 約 書

私は、このたび 番地先の海岸砂地において、海水浴場の開設期間に海水浴客の利便施設として海の家を営むため、海岸保全区域・一般公共海岸区域内において海岸の占用許可申請（又は施設等新設許可申請）を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 占用しようとする土地は、許可期間中において責任を持って善良に管理します。
- 2 審査基準第5条に該当する者ではありません。
- 3 占用期間内に速やかに建物及び工作物等を全面的に撤去し、当該占用土地の原状回復をします。
- 4 強引な客引き等海岸のイメージを損なう行為は絶対にいたしません。
- 5 行政指導には従います。

海岸保全区域内・一般公共海岸区域内

施設等新設許可申請書

年 月 日

海岸管理者

千葉県知事

様

申請人 住所

氏名

㊟

海岸保全区域内

一般公共海岸区域内

海岸保全区域及び一般公共海岸区域内

において、次のとおり施設等の新設したいので、

第8条第1項第2号

海岸法第37条の5第2号

の規定により申請します。

第8条第1項第2号及び第37条の5第2号

1 海岸の名称

2 施設等の新築の場所

海岸砂地

3 同上の目的 海水浴場の利便施設として

4 施設等の構造 占用面積

m²

（建築床面積

m²）

別添図面のとおり

5 工事实施の方法

6 工事实施の期間

年 月

日着手（占用開始日）

年 月

日完了（占用終了日）

設置工事期間

年

月

日から

年

月

日まで

撤去工事期間

年

月

日から

年

月

日まで

7 そ の 他

占用の条件は、貴職の定めるところに従います。